



介護予防・日常生活支援総合事業の
現行相当サービス・基準緩和サービスを
利用されている方

要支援者等の介護サービスの名称が 変わります！（令和3年4月1日から）

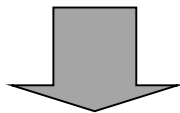
令和3年3月31日以前のサービス利用

基準緩和サービス

基準緩和サービス

基準緩和訪問型サービス

基準緩和通所型サービス



令和3年4月1日以降のサービス利用

生活支援サービス

生活支援サービス

生活支援訪問型サービス

生活支援通所型サービス



いつまでも住みなれた地域で自分らしい生活が続けられる
よう、上手にサービスを利用しましょう。

名称変更に関する問い合わせ先

福祉基盤課指定・育成班 電話 042-769-9226

